

「調布市職員の働き方改革推進強化月間」の取組実績について



1 実施目的（実施期間 令和3年7月1日から10月31日まで）

- ◆ワーク・ライフ・バランスをより一層推進させ、全ての職員が能力を十分に発揮することで市民サービスの向上につなげるため、「調布市職員の意識改革・働き方改革推進に関する方針」に基づく取組として、「調布市職員の働き方改革推進強化月間」を設定
- ◆今年度は新型コロナウイルス感染症への対応に係る、新しい働き方への移行を強化する機会として、業務継続とワーク・ライフ・バランス推進の2つの観点から、各種取組を実施

2 主な取組の実施内容・実績

(1) 業務継続の観点も加えた、業務を効率よく遂行する体制の整備

ア 基本的な感染防止対策の励行

3つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いや手指の消毒、飛沫防止フィルムの設置など、基本的な感染防止対策の徹底と柔軟な勤務体制を促進

イ 意識改革・働き方改革推進に向けた実践事例の強化実施

(2) 意識改革・働き方改革推進に向けたメッセージの発信

◆実施期間内(水曜日)の定時退庁率 **64.8%** (令和2年度(水)実績 65.9%/令和3年度実施期間中定時退庁率 61.9%)

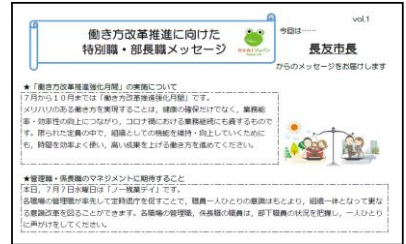
ア 毎週水曜日午後5時30分頃に働き方改革推進強化月間中における市長メッセージを放送

※午後8時、午後10時には音楽放送を実施

※定時退庁率＝定時退庁職員数(勤務終了後59分以内退庁の職員数)／出勤職員数

イ 毎週水曜日に特別職及び各部の部長職によるメッセージを発信(連載)

業務改善・効率化やワーク・ライフ・バランス向上のため自ら取り組んでいること、管理職・係長職のマネジメントに期待すること等を発信した。



(3) 多様な働き方の促進

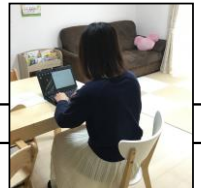
ア 在宅勤務型テレワークの拡充（拡充時期:令和3年11月1日～）

庁舎内の自席端末を遠隔操作し、より幅広い業務を自宅で実施できる在宅勤務型テレワークの実証実験事業を拡充して実施

◆対象人数

30人⇒100人

イ 変則勤務を継続して試行実施(令和3年4月から令和4年3月まで)



(4) 時間外勤務の縮減

ア 「意識改革・働き方改革推進」に関する各部(局)との意見交換の結果(令和2年度の主な取組及び実績、各部の時間外勤務の発生・定時退庁の阻害要因)を共有

イ 管理職ゼロデイの設定

期間中の0(ゼロ)のつく日(毎月10日、20日、30日の営業日)を管理職率先定時退庁日とし、管理職自らが率先して働き方改革に取り組む姿勢を示す

◆管理職ゼロデイの管理職の定時退庁率 **51.5%**

(令和3年度実施期間中(管理職)定時退庁率 50.5%)

◆前年度比 **6,619時間増加** (平成28年度(4月～10月)から▲7,648時間縮減)

(単位:時間)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
令和3年度	14,148	10,716	11,449	10,465	8,332	9,148	10,903	75,161
令和2年度	12,529	9,509	10,545	9,616	7,601	8,675	10,067	68,542
合計	1,619	1,207	904	849	731	473	836	6,619



(5) 休暇の一層の取得促進

ア 夏季休暇取得期間の延長(4月延長)

夏季休暇の計画的な取得促進の観点から、取得期間を5月から11月までに拡大

夏季休暇(全期間)取得率 97.9% (令和2年度実績 97.9%)

イ 年次有給休暇の一層の取得促進

年次有給休暇(5日間)取得率 84.8% (令和2年度実績 79.0%)

※ 11月末日時点の5日以上(1日単位のみ)取得者※正規職員

